

事例3 ニデック(株)による(株)TAKISAWAの株式取得

第1 当事会社

ニデック株式会社(法人番号9130001002387)(以下「ニデック」という。)は精密小型モータの製造販売業等を営む会社である。

株式会社TAKISAWA(法人番号8260001008257)(以下「TAKISAWA」という。)は、工作機械の製造販売業を営む会社である。

以下、ニデックと既に結合関係が形成されている企業の集団を「ニデックグループ」と、TAKISAWAと既に結合関係が形成されている企業の集団を「TAKISAWAグループ」といい、ニデックグループとTAKISAWAグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、ニデックがTAKISAWAの株式に係る議決権の50%を超えて取得すること(以下「本件行為」という。)を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、これらについて検討したもののうち、以下は、当事会社グループがいずれも営む立形マシニングセンタの製造販売業における水平型企业結合、ニデックグループが営む減速機の製造販売業とTAKISAWAグループが営む旋盤の製造販売業との垂直型企业結合及びニデックグループが営むマシニングセンタの製造販売業¹とTAKISAWAグループが営む旋盤の製造販売業との混合型企業結合(商品拡大)の検討結果について詳述したものである。

第3 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) 工作機械

ア 工作機械の概要

工作機械は、主として金属の工作物を、切削、研削等によって、又は電気等のエネルギーを利用して不要な部分を取り除き、所要の形状に作り上げるための機械であり、一般社団法人日本工作機械工業会(以下「日工会」という。)の分類上、旋盤、マシニングセンタ等の複数の種類に分類される。

また、工作機械は、制御方法の違いにより、作業者がハンドルを回すことなどで操作を行う「汎用工作機械」と、コンピュータ等の数値制御(以下「NC」という。)により自動運転を行う「NC工作機械」に分類される。

¹ ニデックグループにおいては、立形以外のマシニングセンタについても製造販売を行っている。

イ マシニングセンタ

マシニングセンタは、中ぐり、フライス削り、穴あけ、ねじ立て、リーマ仕上げ等多種類の加工を連続で行えるNC工作機械であり、それぞれの加工に必要な工具を自動で交換する機能を有している。

マシニングセンタは、日工会の分類上、立形、横形、その他（門形等）の各タイプに分類される。

ウ 旋盤

旋盤は、一般に円筒又は円盤状の工作物を回転させて加工するための工作機械であり、外丸削り、面削り、テーパ削り、中ぐり、穴あけ、突切り、ねじ切り等の加工が可能である。

旋盤は、日工会の分類上、横形、立形及び倒立形の各タイプに分類される。また、NCの有無によって普通旋盤とNC旋盤に分類されるところ、普通旋盤は作業者によって加工結果に差が生じるのに対し、NC旋盤は作業者によらず一定の加工結果が得られる。

(2) 減速機

減速機は、モータ等の回転数を、歯車などを用いて落とすための機械装置である。減速機は、工作機械等の機器において、モータ等と一緒に使用され、モータ等の回転数を落としてトルク（回す力）を高める機能を有している。

減速機は様々な種類が存在するところ、一緒に使用されるモータの制御性能に応じた精度の異なる「サーボモータ向け」と「インダクションモータ向け」に分類される。

なお、モータのうち、サーボモータは、小型で制御性に優れるモータで、産業用ロボットや医療機器等に利用され、インダクションモータは、サーボモータに比べると制御性に劣るが、単純な構造で特別な電力変換を行うことなく動作すること等から、民生用機器や産業機械などで広く用いられている。このため、サーボモータ向け減速機はより高い精度が必要とされ、インダクションモータ向け減速機はサーボモータ向けと比べると精度が高くない。

また、サーボモータ向け減速機は、モータ出力や可搬重量により、波動歯車減速機、内接式遊星歯車減速機（中型、大型）及び遊星歯車減速機（小型）に分類される。

2 商品範囲

(1) 工作機械

ア 工作機械

工作機械は、その種類によって加工後の加工箇所の形状、用途、機能等が異なるほか、工作機械の製造設備、製造工程等も異なることから、異なる種

類の工作機械間には需要及び供給の代替性が認められない。

したがって、マシニングセンタ、旋盤、その他の工作機械は異なる商品範囲を構成する。

イ マシニングセンタ

マシニングセンタの需要者は、要求精度、加工数量、加工対象物の大きさや重量、価格等によって各タイプのマシニングセンタを選択しているところ、おおむね、加工に精度が要求される場合は立形を、加工数量が多い場合は横形を、加工対象物が大きく重い場合は門形を選択する傾向にある。よって、異なるタイプ間の需要の代替性は限定的である。

また、マシニングセンタは、そのタイプが異なると、開発・新規設計に要する期間、組立スペース、製造に要する工場建屋の高さ、クレーン容量等が大きく異なるため、あるタイプのマシニングセンタのみ製造している事業者が、多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間のうちに別のタイプのマシニングセンタを製造・販売することは困難である。よって、異なるタイプ間には、供給の代替性が認められない。

したがって、本件では、マシニングセンタのタイプごとに商品範囲を画定し、マシニングセンタのうち当事会社グループが競争関係にある「立形マシニングセンタ」の製造販売分野を検討対象とした。

ウ 旋盤

(7) 旋盤のタイプ間の代替性

旋盤の需要者は、加工内容に応じて各タイプの旋盤を選択していると考えられることから、異なるタイプ間の需要の代替性は限定的である。

他方、各タイプの違いは、スピンドル、刃物台などのモジュールを横向きに配置するか縦向きに配置するかの違いにすぎず、旋盤製造事業者は、モジュールの配置を変えることにより、いずれのタイプの旋盤も容易に製造することが可能である。よって、異なるタイプ間には、供給の代替性が認められる。

したがって、横形、立形及び倒立形は同一の商品範囲を構成する。

(イ) NCの有無による代替性

旋盤の需要者は、加工精度を勘案して普通旋盤とNC旋盤を選択していると考えられることから、両者間の需要の代替性は限定的である。

他方、普通旋盤にNCを搭載すればNC旋盤となり、また、旋盤へのNC搭載には特殊な技術等を必要としないことから、多大な追加的費用を負うことなく、短期間のうちに、普通旋盤の製造事業者がNC旋盤を製造することは可能である。よって、両者間には、供給の代替性が認められる。

したがって、普通旋盤とNC旋盤は同一の商品範囲を構成する。

(ウ) 小括

以上から、本件では、「旋盤」を商品範囲として画定した。

(2) 減速機

ア サーボモータ向け減速機とインダクションモータ向け減速機間の代替性

減速機の需要者は、減速機と組み合わせて用いるモータの種類に応じて、サーボモータ向け減速機とインダクションモータ向け減速機を選択していることから、両者間には需要の代替性が認められない。また、現在製造していない種類の減速機を新たに製造する場合には、相当程度の開発期間が必要となるため、異なる種類間には供給の代替性が認められない。

したがって、サーボモータ向け減速機とインダクションモータ向け減速機は異なる商品範囲を構成する。

イ サーボモータ向け減速機の種類間の代替性

サーボモータ向け減速機の需要者は、減速機と組み合わせて用いるサーボモータの出力や可搬重量に応じてサーボモータ向け減速機の種類を選択していることから、異なる種類間の需要の代替性は限定的である。

また、現在製造している種類とは異なる種類のサーボモータ向け減速機を新たに製造する場合には、相当程度の開発期間が必要となるため、異なる種類間には供給の代替性が認められない。

ウ 小括

以上から、本件では、サーボモータ向け減速機の種類ごとに商品範囲を画定し、サーボモータ向け減速機のうちニデックグループが製造販売する「内接式遊星歯車減速機（中型）」の製造販売分野を検討対象とした。

3 地理的範囲

前記2で画定した「立形マシニングセンタ」、「旋盤」及び「内接式遊星歯車減速機（中型）」のいずれについても、需要者は日本全国に所在し、供給者も日本全国の需要者に対して一律に販売していることから、本件では、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

第4 本件行為が競争に与える影響

1 水平型企業結合

立形マシニングセンタの製造販売分野における当事会社グループの市場シェアは、ニデックグループ及びTAKISAWAグループのいずれも5%未満であ

り、本件行為によるHHIの増分が150以下となることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【表】立形マシニングセンタの市場シェア（令和3年度）

順位	会社名	市場シェア
-	ニデックグループ	0－5%
-	TAKISAWAグループ	0－5%
-	その他	約95%
合計		100%
合算市場シェア・順位：0－5%・不明		
本件行為後のHHI：不明		
HHIの増分：150以下		

2 垂直型企業結合

ニデックグループが製造販売する内接式遊星歯車減速機（中型）は、TAKISAWAグループが製造販売する旋盤にも用いられることから、本件は、ニデックグループが営む内接式遊星歯車減速機（中型）の製造販売業を川上市場、TAKISAWAグループが営む旋盤の製造販売業を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

(1) 単独行動による競争の実質的制限

ア 投入物閉鎖

内接式遊星歯車減速機（中型）製造販売市場におけるニデックグループの市場シェアは不明であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして検討する。

ニデックグループの内接式遊星歯車減速機（中型）の売上高は僅少であることに加え、内接式遊星歯車減速機（中型）の市場には、複数の競争者が存在し、当該競争者は相対的にニデックグループより高い市場シェアを有している。

したがって、ニデックグループには投入物閉鎖を行う能力がなく、投入物閉鎖により川下市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

イ 顧客閉鎖

旋盤の製造販売分野におけるTAKISAWAグループの市場シェアは5%未満であり、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

したがって、TAKISAWAグループには顧客閉鎖を行う能力がなく、顧客閉鎖により川上市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそ

れはないと考えられる。

ウ 秘密情報の入手

内接式遊星歯車減速機(中型)と旋盤に係る取引において、当事会社グループは、売買契約書等で秘密保持義務を課している。また、前記ア及びイのとおりに、当事会社グループの市場シェアは川上市場及び川下市場のいずれにおいても小さいため、当事会社において秘密情報のやり取りが行われたとしても競争への影響は少ないと考えられる。

これらのことを踏まえると、秘密情報の入手により、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。

(2) 協調的行動による競争の実質的制限

前記(1)のとおりに、当事会社グループがそれぞれの競争者の秘密情報を入手すること及び投入物閉鎖又は顧客閉鎖により競争単位の数が増減することは考え難いことから、当事会社グループと競争者が協調的な行動を採りやすくなるおそれはないと考えられる。

したがって、当事会社グループと競争者との協調的行動により競争の実質的制限が生じるおそれはないと考えられる。

(3) 小括

以上から、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者との協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえない。

3 混合型企業結合(商品拡大)

ニデックグループが製造販売するマシニングセンタとTAKISAWAグループが製造販売する旋盤の需要者は重複しており、ニデックグループは、本件行為により、お互いの顧客に対する販売機会の増加等を見込んでいることから、マシニングセンタと旋盤の組合せ供給が行われる可能性がある。

しかし、前記1及び2のとおりに、立形マシニングセンタ及び旋盤の市場には、いずれも複数の競争者が存在し、当事会社グループの市場シェアは小さい。また、ニデックグループは立形以外のマシニングセンタについても製造販売しているところ、立形以外の横形マシニングセンタ及び門形マシニングセンタにおける詳細な市場シェアは不明であるが、複数の有力な競争者が存在していることから、当事会社グループの市場シェアは大きくないことがうかがわれる。

したがって、当事会社グループが、マシニングセンタ又は旋盤の市場における有力な地位をてことしても一方の市場における地位の強化を図ることができる可能性は低いと考えられることから、当事会社グループには組合せ供給により

市場の閉鎖性・排他性を生じさせる能力がないと考えられる。

また、1つの部品の加工に当たって、旋盤による旋削加工とマシニングセンタによるミル加工の両方が行われることは多々あるものの、その場合であっても、一方の機械で加工した後に、他方の機械に載せ換えて加工を行うこととなり、マシニングセンタと旋盤はそれぞれ独立して使用され、これらを接続して使用することはない。このため、接続性確保のために競争者の秘密情報を入手することも想定されない。

したがって、当事会社グループがマシニングセンタと旋盤の組合せ供給を行うことにより、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じ、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとは考えられない。

第5 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。